

年末調整・税の申告の準備はお早めに

年末調整の時期が近づいてきました。来年2月には所得税や住民税の申告受付も始まります。これらに必要な書類の中には、発行に時間がかかるものもありますので、準備は早めに済ませておきましょう。

[会社に勤めている方へ]

■配偶者控除・配偶者特別控除について

給与所得者の合計所得金額が1,000万円以下の方の配偶者で、合計所得金額が48万円以下の方は配偶者控除の、合計所得金額が48万円超133万円以下の方は配偶者特別控除の対象となります。

合計所得金額が1,000万円超の方の配偶者で、合計所得金額が48万円以下の方は同一生計配偶者として扶養の人数に含まれます。

※配偶者控除・配偶者特別控除の適用を受けるには、

「給与所得者の配偶者控除等申告書」を事業主に提出する必要があります。

■扶養親族の確認をしましょう

控除の対象となる扶養親族は、16歳以上（令和5年12月31日現在）で年間の所得金額が48万円以下の方です。扶養につける方の所得を確認し、年末までにその人数が変わった場合は勤務先に提出済みの「給与所得者の扶養控除申告書」を訂正してください。

西置賜租税教育推進協議会では、税の意義や役割のほか、税の納税意識の高揚を図ることと、国民の税務行政への信頼を高め、申告納税制度の更なる定着を図ることを目的としています。

内に「税を考える週間」コーナーを設けておりますので、ぜひご来場ください。

11月11日（土）～17日（金）

右記期間は「税を考える週間」として、国税庁が中心となり、全国各地で「税」に関する行事が開催されます。これは、国民の納税意識の高揚を図るとともに、国民の税務行政への信頼を高め、申告納税制度の更なる定着を図ることを目的としています。

11月30日（木）まで、図書館

西置賜租税教育推進協議会

【問い合わせ】税務出納課収納係 ☎ 85-6106

▷16歳未満の扶養親族の「給与所得者の扶養控除申告書」への記載について

16歳未満の扶養親族がいる方については、「給与所得者の扶養控除申告書」の「住民税に関する事項」欄に扶養親族の氏名等を記入してください。住民税の計算上、記入漏れがあると税額が正しく計算されない場合がありますのでご留意ください。また、各種助成・手当等の算定にも利用することができます。

▷同じ人を2人で扶養親族とすることはできません

子ども1人を両親のそれぞれが扶養につけるなど、重複することのないようご注意ください。

【控除証明書を準備しましょう】

以下の保険料控除を受ける場合は、証明書等を添付しなければなりません。お早めにご準備ください。

- ・生命保険料控除 ・地震保険料控除
- ・小規模企業共済等掛金控除（個人型確定拠出年金含む）
- ・社会保険料控除（社会保険料、国民年金保険料、国民健康保険税等の領収書【※1】参照）

町の申告相談会場にて 医療費控除の申告を予定されている方へ

医療費控除の適用を受けるには、医療費控除の明細書の添付が必要になります。

各医療保険者から発行された「医療費通知」やお手元にある領収書等を整理していただき、あらかじめ明細書を作成いただいた上で申告相談においてください。（医療費控除の明細書の作成代行は行っていません。）

医療費控除の明細書の様式は、令和6年1月の町報等と一緒に配布します。

【問い合わせ】税務出納課町民税係 ☎ 85-6132

【※1】

国民健康保険税等の「領収書」について

1年間（令和5年1月～12月）の社会保険料（国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料）の支払金額がわかる「納付確認書」を次の方法で無料交付します。必要な方は早めの手続きをお願いします。

①役場に来庁し申請する。

②郵便請求を利用される方は、収納係までお問い合わせください。

【問い合わせ】税務出納課収納係

☎ 85-6106



国民年金 からのお知らせ

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

国民年金保険料は所得税法および地方税法により、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同じく社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、令和5年1月1日から12月31日まで納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。また、ご自身の保険料だけではなく、ご家族（配偶者やお子様など）の負担すべき国民年金保険

料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、令和5年1月1日から12月31日までに納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに社会保険料（国民年金保険料）控除証明書または領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要になります。

●発行時期

令和5年1月1日
から
10月2日までの間に
国民年金保険料を
納められた方
↓
10月下旬から11月上旬
にかけて順次発送

令和5年10月3日
から
12月31日までの間に
今年初めて国民年金保険料を
納められた方
↓
翌年の2月上旬発送

税法によりとても有利
になっている国民年金
は、老後はもちろん不
慮の事故など万一のとき
にも心強い味方となる
制度です。保険料は
納め忘れのないようき
ちんと納めましょう。



年金相談や請求のお手続きのときは、 ぜひご予約をお願いします。

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて「事前予約」を行っています。待ち時間の少ない「予約相談」を、ぜひご利用ください。

米沢年金事務所

<米沢市金池5-4-8（米沢市役所付近）>

●年金相談予約受付番号 ☎0570-05-4890

●通常の問い合わせ

米沢年金事務所 お客様相談室

☎0238-22-4220

●受付時間

平日午前8時30分～午後5時15分

●時間延長

毎週月曜日（祝日の場合は翌開所日）

午後5時15分～午後7時

●週末相談（事前予約をお願いします）

第2土曜日 午前10時00分～午後4時

※申し込みの際は、「基礎年金番号」「相談者氏名」「電話番号」「相談内容」などを確認させていただきます。

今年度の白鷹会場の移動相談は、令和5年12月20日（水）と令和6年3月21日（木）の2回です。
お申込みは、町民課戸籍年金係
(☎85-6129)までお願いします。